

# 告 示

## 埼玉県告示第百一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、石坂産業株式会社から深谷市の区域内において行われる（仮称）石坂産業株式会社新規プラント建設事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 関係地域が所在する市町村

深谷市、熊谷市、嵐山町、寄居町、小川町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

埼玉県北部環境管理事務所

深谷市環境課

熊谷市環境政策課

嵐山町環境課

寄居町生活環境エコタウン課

小川町環境農林課

ロ 期間

令和五年二月七日（火）から令和五年三月七日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）